

広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借契約書（案）

広島県を甲とし、_____を乙として、甲及び乙は次のとおり賃貸借契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を甲に貸し付け、別冊の仕様書に基づく保守を行うこととし、甲は、これを賃借することを約した。

1 品名	電話交換設備
2 規格・数量	別紙のとおり
3 設置場所	三次市十日市東四丁目6-1

（賃貸借の期間）

第2条 この契約の期間は、令和7年8月1日から令和15年5月31日までとする。

（特約事項）

第3条 令和8年度以降の本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。

（賃借料）

第4条 貸付物件の賃借料は、_____円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、賃借料の年度別内訳及び支払方法については、別紙支払内訳書のとおりとする。

（賃借料の支払）

第5条 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 甲が支払期日までに乙に対して支払わないときは、甲は乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じて、未払の賃借料につき2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（又は 乙は甲に 契約保証金_____円を収める）

（保険）

第7条 乙は、貸付物件の賃貸期間中、必要な保険料を負担するものとする。

（撤去、納入、調整及び検査）

第8条 乙は、令和7年7月31日までに、甲の指示に従い貸付物件の搬入、据付を行うとともに、必要な調整を完了して、貸付物件を完全に使用できる状態にし、甲の検査を受けるものとする。

（損害賠償）

第9条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（善良な管理者としての義務）

第10条 甲は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件を管理しなければならない。

(催告解除)

第11条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃貸借期間に係る賃借料合計額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙に対して、その超過額の支払を請求することができる。

5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙に損害が生じて、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

(1) 債務の全部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項及び第2項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第3項から第5項の規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、同条第2項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとき、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第11条第3項から第5項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第11条第3項から第5項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害金の予定）

第16条 甲は、第14条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第2条に記載の賃貸借の期間の月数に第4条に記載の賃借料の月額を掛けた額の10分の2に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するも

のとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第2条に記載の貸貸借の期間が終了した後も適用されるものとする。

(貸付物件の返還)

第17条 乙は貸貸借期間が満了したとき又は第3条若しくは第11条から第14条までの規定によりこの契約が解除された時には、乙の負担で貸付物件の撤去を行う。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第18条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

第20条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄)

第22条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 広島市中区基町10番52号

広島県

代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙

別紙支払内訳書

1 賃借料 ¥ _____ —

2 年度別内訳

年 度	年度別賃借料（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和7年度	<u>¥</u> _____ <u>—</u> （ <u>¥</u> _____ <u>—</u> ）
令和8年度から 令和14年度まで	<u>¥</u> _____ <u>—</u> （ <u>¥</u> _____ <u>—</u> ）
令和15年度	<u>¥</u> _____ <u>—</u> （ <u>¥</u> _____ <u>—</u> ）

3 支払方法

（1）賃借料の支払は月払とする。

（2）各月の支払金額は次のとおりとする。

対象月	支払額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和7年8月から 令和15年5月までの各月	<u>¥</u> _____ <u>—</u> （ <u>¥</u> _____ <u>—</u> ）